

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、上北山村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十二年十一月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

上北山村

二 調査を行った期間

平成二十年六月十八日から平成二十二年二月二十四日まで

三 成果の名称

吉野郡上北山村（大字西原の一部）における地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

吉野郡上北山村大字西原の一部の地域

五 認証年月日

平成二十二年十一月十二日